

あなたがお住まいの住宅は、「保険付き住宅」です。

保険付き住宅にお住まいの方は、**保険期間が満期を迎えた後にも**、お住まいの住宅について
気になることやトラブルがあった場合は、各種支援制度がご利用いただけます。「転得者証明書」等
をお持ちの方も、各種支援制度がご利用いただけます。(ただし、ご利用期間、内容に一部制限があります。)

支援制度とは？

無料

住まいるダイヤル

一級建築士による

電話相談

0120-276-500

【受付時間】10:00~17:00(土、日、祝休日、年末年始を除く)

住まいるダイヤルは、国土交通大臣から指定を受けた、安心して利用できる住宅専門の相談窓口です。一級建築士の資格を持った相談員が専門的な見地からご相談にお答えします。



まずは、お気軽に電話でご相談ください。

経年劣化による不具合は瑕疵ではありません。
お住まいの住宅を良好な状態で維持するには、
定期的な点検とメンテナンスが必要です。

住まいるダイヤルでは、こんなご相談をいただいています。

40代 男性 築9年の木造住宅に住んでいますが、基礎にいろいろな太さのひび割れが生じています。施工業者によると特に問題ないとのことでしたが、本当に補修する必要はないのでしょうか。

50代 女性 築10年になる木造住宅に住んでいます。新築住宅を施工した事業者から、長く快適に住み続けるには、定期的なメンテナンスが必要と言われ、今年は、屋根と外壁の塗装工事を行なうことを考えております。今後、内装や給排水設備の点検とメンテナンスも考えていますが、どのタイミングで行うのがいいのでしょうか。

50代 男性 築9年の分譲マンションに住み管理組合の理事をしています。先日、外壁の一部がはがれて落下しました。施工会社によるとタイルの接着不良が原因であるとのことでしたが、今後、補修等について誰にどのような対応を求めていけばいいのでしょうか。

40代 女性 築10年になる分譲マンションに住んでいます。今年から管理組合の理事となり、大規模修繕工事を計画しています。修繕委員会を立ち上げ、コンサルタントを選定することも考えています。今後、どのように進めていけばいいのでしょうか。

必要に応じて

必要に応じて

専門家が適切にアドバイスします。

弁護士・建築士による

無料

専門家相談



全国の住宅紛争審査会(弁護士会)で、弁護士と建築士のペアによる無料の面談(1時間)を行っています。契約相手方とのトラブルであれば、解決手段として紛争処理もご説明します。

ポイント

- 住まいるダイヤルで申込受付
お申込みなどは住まいるダイヤルで受け付けます。
- 不具合の相談から事業者とのトラブルの相談まで対応
経験豊富な弁護士と建築士がペアで相談に応じるので安心です。
- 最寄りの弁護士会で実施
お近くの弁護士会館や法律事務所でご相談が受けられます。

必要に応じて

お手元にありますか？



お手元に保険書類はありますか？

保険付き住宅の新築引渡時に、事業者を通じて、保険法人が発行した「保険付証明書」または「保険加入証明書」が渡されることになっています。各種手続の際にこれらの書類が必要になることがあります。保険期間が満期を迎えた後も、捨てずに引き続き保管してください。今一度ご確認の上、もしも見つからない場合は、お住まいの住宅を供給した事業者(建設業者・宅建業者)にお問い合わせください。

保険期間は新築引渡後10年です。

住宅瑕疵担保責任保険の保険期間は、新築引渡後より10年間です。

弁護士・建築士等による

申請料1万円

紛争処理



保険付き住宅の契約当事者間*5 で不具合や代金を巡るトラブルが生じた場合に、全国の住宅紛争審査会(弁護士会)の専門家が間に入って解決にあたる手続です。

弁護士・建築士等が解決にあたります。

ポイント

- 専門家の関与
住宅の紛争に関する専門家(弁護士・建築士等)が中立・公平な立場で関与します。
- 迅速な解決
裁判よりも短期間での解決を目指すので、当事者の負担も軽減されます。
- プライバシーの保護
手続は非公開で行われるので、プライバシーなどの秘密が守られます。
- 費用は申請料のみ
1万円の申請料で手続を利用できます。

*5 保険付き住宅を新築する請負契約または新築の保険付き住宅の売買契約が対象です。賃貸借契約等は対象外です。

お使いの携帯電話・スマートフォンの電話帳に簡単登録!

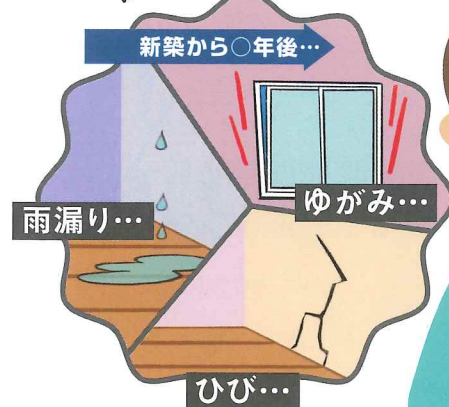
携帯電話・スマートフォンでQRコードを読むと、簡単に住まいるダイヤルの電話番号が電話帳に登録できます!



(戸建住宅・マンション)
あなたがお住まいの住宅は「保険付き住宅」です。

保険付き住宅にお住まいの方は、住宅瑕疵担保履行法に基づく、
支援制度をご利用いただけます。

例えばこんなとき...



電話して
 見たら?!



住まいるダイヤル
 0120-276-500

フリーダイヤル(保険付き住宅専用)
 【受付時間】10:00~17:00
 (土、日、祝休日、年末年始を除く)



**まずは、お気軽に
 電話でご相談ください。**

支援制度
1

一級建築士による
電話相談

無料

住まいるダイヤルは、国土交通大臣から指定を受けた、安心して利用できる住宅専門の相談窓口です。一級建築士の資格を持った相談員が専門的な見地からご相談にお答えします。

住まいのご相談お気軽に!
一級建築士による電話相談 無料

住まいるダイヤル
 0120-276-500

フリーダイヤル(保険付き住宅専用)
 【受付時間】10:00~17:00
 (土、日、祝休日、年末年始を除く)



必要に応じて弁護士・建築士による専門家相談、弁護士・建築士等による紛争処理を受けることができます。

住まいの「困った!」をなんでも相談



*切り取って、お財布やカード入れなどに入れて大切に保管してください。

お使いの携帯電話・スマートフォンの電話帳に簡単登録!

携帯電話・スマートフォンでQRコードを読むと、簡単に住まいるダイヤルの電話番号が電話帳に登録できます!



必要に応じて

支援制度

2

弁護士・建築士による
専門家相談

無料



**専門家が適切に
 アドバイスします。**

全国の住宅紛争審査会(弁護士会)で、弁護士と建築士のペアによる無料の面談(1時間)を行っています。契約相手方とのトラブルであれば、解決手段として紛争処理もご説明します。

ポイント

- 住まいるダイヤルで申込受付... お申込みなどは住まいるダイヤルで受け付けます。
- 不具合の相談から事業者とのトラブルの相談まで対応... 経験豊富な弁護士と建築士がペアで相談に応じるので安心です。
- 最寄りの弁護士会で実施... お近くの弁護士会館や法律事務所で相談が受けられます。

さらに

必要に応じて

支援制度

3

弁護士・建築士等による
紛争処理

申請料
1万円



**弁護士・建築士等が
 解決にあたります。**

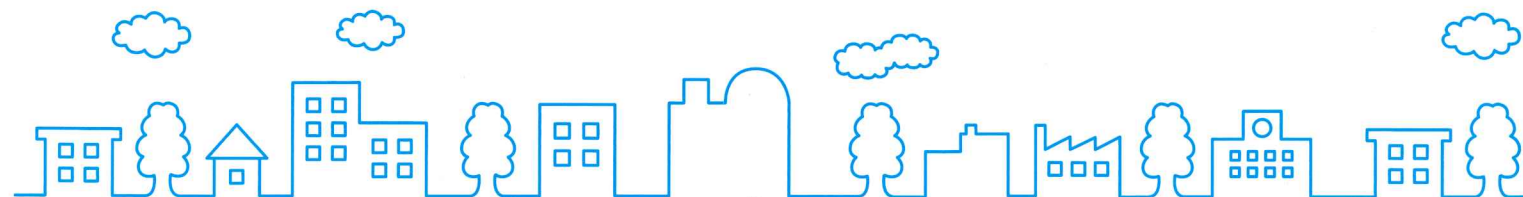
保険付き住宅の契約当事者間*で不具合や代金を巡るトラブルが生じた場合に、全国の住宅紛争審査会(弁護士会)の専門家が間に入って解決にあたる手続です。

*保険付き住宅を新築する請負契約または新築の保険付き住宅の売買契約が対象です。賃貸借契約等は対象外です。

ポイント

- 専門家の関与... 住宅の紛争に関する専門家(弁護士・建築士等)が中立・公平な立場で関与します。
- プライバシーの保護... 手続は非公開で行われるので、プライバシーなどの秘密が守られます。
- 迅速な解決... 裁判よりも短期間で解決を目指すので、当事者の負担も軽減されます。
- 費用は申請料のみ... 1万円の申請料で手続を利用できます。

必要に応じて



(戸建住宅・マンション)

あなたがお住まいの住宅は「保険付き住宅」です。

【保険付き住宅】にお住まいの方に、住宅瑕疵担保履行法(特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律)に基づく、

1 保険と**2 支援制度**について、あらためてお知らせします。



1

保険

住宅瑕疵担保履行法に基づく

新築住宅に特定住宅瑕疵^{*1}があった場合には

瑕疵の補修費用などが 保険金として事業者を支払われます。

- ✓ 住宅瑕疵担保履行法に基づき、新築住宅を供給する事業者(建設業者・宅建業者)には、住宅瑕疵担保責任保険への加入または保証金の供託が義務付けられています。^{*2}
- ✓ 保険金は、保険法人^{*3}から事業者を支払われます。
なお、事業者が倒産している場合には、保険金は保険付き住宅の取得者に直接支払われます。^{*4}
- ✓ お住まいの住宅には、このダイレクトメールの宛名欄に記載された保険法人の住宅瑕疵担保責任保険が付されており、その保険期間は新築引渡時から10年です。



お手元に
ありますか?

お手元に保険書類はありますか?

新築住宅の引渡時に、事業者を通じて、保険法人が発行した「保険付保証書」または「保険加入証明書」が渡されることになっています。各種手続の際に必要な大切な書類ですので、今一度ご確認の上、もしも見つからない場合は、お住まいの住宅を供給した事業者(建設業者・宅建業者)にお問い合わせください。

保険期間は新築引渡後10年です。

住宅瑕疵担保責任保険の保険期間は、新築引渡時より10年間です。



※1 特定住宅瑕疵とは、構造耐力上主要な部分または雨水の浸入を防止する部分の瑕疵です。詳細は、(一社)住宅瑕疵担保責任保険協会のホームページ(<https://www.kashihoken.or.jp/kashihoken/>)をご参照ください。※2 保険付き住宅を新築する請負契約または新築の保険付き住宅の売買契約が対象です。賃貸借契約等は対象外です。※3 保険法人は、国土交通大臣が指定した専門の保険会社です。※4 保険付き住宅を中古で購入された方は、保険法人が発行する「転得者証明書」等をお持ちであれば、保険金を請求できる場合があります。また、各種支援制度もご利用いただけます。

2

支援制度

住宅瑕疵担保履行法および住宅品確法に基づく

お住まいの住宅について気になることやトラブルがあった場合には

各種支援制度が ご利用いただけます。

「転得者証明書」等をお持ちの方も、各種支援制度がご利用いただけます。(ただし、ご利用期間、内容に一部制限があります。)

一級建築士による 電話相談 無料

まずは、お気軽に電話でご相談ください。



住まいのダイヤルは、国土交通大臣から指定を受けた、安心して利用できる住宅専門の相談窓口です。一級建築士の資格を持った相談員が専門的な見地からご相談にお答えします。

住まいのご相談お気軽に! 一級建築士による電話相談 無料

住まいのダイヤル
0120-276-500
フリーダイヤル(保険付き住宅専用)
【受付時間】10:00~17:00
(土、日、祝休日、年末年始を除く)



必要に応じて弁護士・建築士による専門家相談、弁護士・建築士等による紛争処理を受けることができます。

住まいの「困った!」をなんでも相談



お使いの携帯電話・スマートフォンの電話帳に簡単登録!

携帯電話・スマートフォンでQRコードを読みと、簡単に住まいのダイヤルの電話番号が電話帳に登録できます!



弁護士・建築士による 専門家相談 無料

専門家が適切にアドバイスします。

全国の住宅紛争審査会(弁護士会)で、弁護士と建築士のペアによる無料の面談(1時間)を行っています。契約相手方とのトラブルであれば、解決手段として紛争処理もご説明します。

ポイント

- 住まいのダイヤルで申込受付
お申込みなどは住まいのダイヤルで受け付けます。
- 不具合の相談から事業者とのトラブルの相談まで対応
経験豊富な弁護士と建築士がペアで相談に応じるので安心です。
- 最寄りの弁護士会で実施
お近くの弁護士会館や法律事務所でご相談が受けられます。

さらに
必要に応じて

弁護士・建築士等による 紛争処理 申請料1万円

弁護士・建築士等が解決にあたります。

保険付き住宅の契約当事者間^{*5}で不具合や代金を巡るトラブルが生じた場合に、全国の住宅紛争審査会(弁護士会)の専門家が間に入って解決にあたる手続です。

ポイント

- 専門家の関与
住宅の紛争に関する専門家(弁護士・建築士等)が中立・公平な立場で関与します。
- 迅速な解決
裁判よりも短期間での解決を目指すので、当事者の負担も軽減されます。
- プライバシーの保護
手続は非公開で行われるので、プライバシーなどの秘密が守られます。
- 費用は申請料のみ
1万円の申請料で手続を利用できます。

※5 保険付き住宅を新築する請負契約または新築の保険付き住宅の売買契約が対象です。賃貸借契約等は対象外です。